

第三節 帝国議会の開設と県政

一 民力休養問題と地方的利害

地租軽減と 一八九〇（明治二十三年）十一月に開設された第一回帝国議会において、民党は結束して政費節減・民力休養地価修正 をスローガンとして、強兵富国策を国是とする藩閥政府と激しく争った。

政費節減（冗官冗費の節減）を実現し、それによって生ずる剰余を財源として過重な地租を軽減し、民力の疲弊を回復しようというのが民力休養の具体的中味であった。第二章第五節で述べたように、松方デフレ政策下、農民にとって最大の関心事は公租の実質的負担の増大であった。一八八〇年代中ごろから、地租の延納、未納分年賦払い、あるいは租税の軽減の請願がいろいろなかたちで提出された。こうした農民の負担軽減の要求が、帝国議会開設に至って民力休養のスローガンに結集したのであった。

さて、神奈川県から、この帝国議会に地租の軽減を求めた二種類の請願書が提出された。一つは衆議院に提出された、県下一市十二郡の有志者による「地租軽減ノ儀ニ付請願書」〔『進歩』第一〇号、一八九一年一月十五日〕であった。

紹介議員は立憲自由党员である第三区（三多摩郡）選出の石坂昌孝・瀬戸岡為一郎及び第四区（三浦鎌倉両郡）選出の山田東次で、奉呈委員は土方房五郎（南多摩郡）・菊池小兵衛（高座郡）・鈴木稻之輔（横浜市）・鎌田訥郎（北多摩郡）・難波惣平（愛甲郡）らの各郡市の県会議員であった。

第44表 郡市別地租軽減請願書署名数

郡市名	代表者名	署名数
足柄下郡	原利見	156
足柄上郡	安藤亀太郎	51
愛甲郡	永野茂	229
津久井郡	梶野敬三	72
高座郡	山田嘉穀	288
淘綾郡	水島保太郎	744
鎌倉郡	徳増源太郎	354
橘樹郡	長谷川長治	41
横浜市	志村慎一郎	78
大住郡	宮田寅治	338
北多摩郡	鎌田訥郎	54
南多摩郡	土方房五郎	276
西多摩郡	中西仲太郎	48
合計		2,729

『進歩』第10号から

各郡市別の署名者数及び代表者は第四十四表のようになっている。

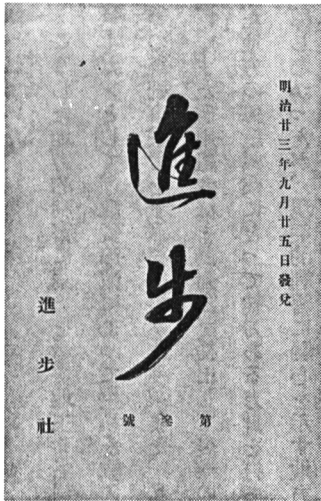
この請願書は、帝国議会で提出された「地租条例改正案」が田畑のみ地租五厘減（地価の百分の二）となつてゐることを不満として、「地種ニ論ナク百分ノ二御減額」を要請したより徹底した地租軽減要求となつていた。また、この請願書は、結社の自由や選挙被選挙権の拡張等、政治的諸権利の拡張を求めた請願書と一括して提出したところに一つの特色を

もつていた。

他方、これとは質的に異なつた、全国の地価の不均衡是正によって地租の軽減をはかろうとする「地価修正請願書」が、橘樹郡の飯田快三、添田知義、都筑郡の佐藤貞幹等によって貴衆両院へ提出された。この請願書は衆議院に提出された「特別地価修正案」に対応したものであった。この法案は、地価の修正によって實質的に地租が軽減される地方にとっては望ましいものであったが、その恩典に浴し得ない地方にとっては、ぬきさしならない不利な法案であり、地方的な利害を全面に押し出した性格を有してゐた。

佐藤貞幹の 地価修正論

こうした考え方は、帝国議會開設以前からすでにあり、都筑郡の佐藤貞幹もこの派の一人であつた。佐藤は「河嶋醇氏ノ地租改正論ヲ読ム」（『進歩』第三号、一八九〇年九月二十五日）で次のように主張してゐた。



進歩第3号

小島幸康氏蔵

效ニ注意スヘキハ地租修正ノ一事ナリ、明治六年ノ改正ノ時ノ如キ、鉄道未タ開ケス道路修ラス、海運尚幼稚ニ属セシヲ以テ、米麦ノ価格中央都府近傍ト僻遠地方ト大ニ懸隔セシカ、今ヤ運輸ノ途大ニ開ケ、其差ノ漸ク減スルニ從ヒ、偏重偏輕ノ弊ヲ矯メサル可ラス云々

佐藤は地価の不均衡を論ずる以前の過重地租の是正や民力一般の疲弊克服に対しては関心が薄く、地価の不均衡という個別的な地方の利害に最大の関心をよせていた。前述の地租一率五厘減をもとめる請願書に都筑郡が加わっていないのも、佐藤のこうした主張が原因しているのであろう。第四節で詳述しているように、佐藤は、第一回の衆議院議員選挙のとき、第二区で当選した橘樹郡の山田泰造の対抗馬の一人であり、また、添田知義も同じく山田の対抗馬の一人であった。彼らは、現実的な諸利害を政治的諸権利の拡張と結びつけようとする旧民権派とは趣を異にしていた。

第一回帝国議会終了後、地価修正派の全国的結集が進み、一八九一（明治二十四）年五月、一府十九県の代表者が大阪に参集し、地価修正請願同盟を結成した。八月には同盟会委員による神奈川県下の遊説があり、添田らは同盟会に結集していった。同盟会は第二回帝国議会直前に二府二十二県を組織化した。この同盟会の調査で神奈川県の地価が他府県に比して過当で

あり、しかも、全国で「島根、岡山等に継ぎ高点の第四」（資料編11近代・現代（I）一八五）という事実が明らかになった。添田、飯田らの動きは活発化し、第二回帝国議会直前の九月には橘樹・久良岐・都筑三郡地価修正請願同盟を結成した。注目すべきは、自由党の佐藤貞幹、桜井光興、改進黨の井田文三、北多摩の正義派と一脈を通じていた添田知義らが、政党のわくを越えて同盟会に結集したことである。彼等には「此事（地価修正）タルヤ政党問題ニアラスシテ国民一般拳テ希望スル所」（前掲書一八五）と認

識されていた。

こうした地方的利害に関心を示す地主・名望家層の動向に政府は敏感に反応した。第一次松方内閣はいわゆる積極主義をスローガンとして、政費節減によって生じた歳入剰余を財源として、軍事拡張費だけでなく製鋼所設立・治水事業・北海道開拓等の継続事業費を予算案に組み込み、また、私設鉄道買取法案・鉄道公債法案を提出し、鉄道国有による交通機関の拡充を掲げ、また信用組合法・農会法を提出して農業の改良を公約し、監獄費国庫支弁法案を提出して地方税の軽減を唱えた。こうした地方の殖産興業にとって魅力ある方針を打ち出し、民党の民力休養論と対抗しようとした。こうした方針は直ちに効力を発揮しなかったが、現実的利害に関心を示す地方の動向を基本線において捉えたものであった。

一方、民党の民力休養論は、貴族院の厚い壁に阻まれ、ゆきづまった。現実的な利益還元を求める地方の声は、次第に民党を変質させ、第四回帝国議会に至って自由党の積極主義への方向転換を導き出した。神奈川県政においても、そうした民力休養から積極主義への転換は徐々に、しかも確実に進行した。

二 民力休養と県会

消極行政と 帝国議会と歩調をあわすように、県会においても民力休養への志向はきわめて高かった。自由民権期以来、**民力休養** 会のこうした要求の前に、県当局は消極的な施策に終始し、行政は一方で開港場を抱えているという特殊な事

情に左右されてめぼしい成果をあげていなかった。一八八三（明治十六）年の「甲部巡察使復命書」（前掲書一〇三）には、県会において大幅な予算削減にあっても「県令悉ク認可ヲ与へ議事穩便ニ結了セリ」とあり、こうした県当局の対応が「外国交際

第3章 議会政治の発足と県政

第45表 県歳出総額にしめる割合

	1890		1891		1892		1893		1894	
	歳出総額 に対する 百分比	%	歳出総額 に対する 百分比	%	歳出総額 に対する 百分比	%	歳出総額 に対する 百分比	%	歳出総額 に対する 百分比	%
警察費	106,501	845	101,998	255	106,892	562	91,634	862	94,960	939
警察庁舎建築修繕費	940	464	3,739	336	1,190	897	2,306	300	1,982	904
土木費	7,208	444	8,025	439	8,178	876	43,890	699	62,308	358
町村土木補助費	93,976	223	52,589	821	131,325	562	40,842	499	51,493	481
教育費	19,017	527	30,442	885	14,793	957	14,496	130	13,843	784
勸業費	1,229	429	100	000	1,454	000	213	734	2,686	393
監獄費	92,404	618	92,587	221	89,585	441	76,795	485	98,387	207
監獄建築修繕費	1,752	293	4,439	674	1,322	623	1,479	412	33,807	745
歳出総額	435,509	559	359,298	463	424,121	585	322,992	110	411,831	423

『神奈川県統計書』から作成

ニ多事ナルカ為メ内政上ニ充分カヲ用フル隙ナキニ因ルナラン」と指摘されていた。お隣りの山梨県は、「県令ハ土木教育ニ熱心ナルヲ以テ到処、道路ノ修繕頗ル美ニシテ、実ニ運搬ノ便ヲ開ク者ト云フ可シ、且ツ県庁、学校、病院ノ如モキ頗ル壮大ノ結構ニシテ……且ツ人民ノ県官ニ対スル頗ル丁寧ニシテ、又怨ムカ如キ情ハナシ」(「地方景況ノ一斑」一八八六年、三島通商関係文書)と評され、神奈川県とは対蹠的であつた。神奈川県は、甲州街道小仏峠の開鑿工事(一八八三〜六年)ぐらいで、それにしても、松方デフレのひどい金融逼迫のときにあたり、「到ル処、県令ヲ誹罵シ、道路ノ開鑿ノ為メ負担ノ堪エサルヲ嘆ス」(「前掲書」)と評されていた。帝国議会の開設された一八九〇(明治二十三年十一月、通常県会は、地方税支弁となつてゐる土木費のうち、国道修繕費及び三大川(多摩川、相模川、酒匂川)の治水費と監獄費とを国庫支弁とする建議案を可決した。一八八〇(明治十三年)の太政官布告第四八号により、それまで国庫支弁であつた監獄費が地方税支弁となり、また、府県土木費に対する国庫下渡金も廃止され、それ以来府県財政は極度に逼迫してゐた。こうした建議が帝国議会の開設に向けて可決されたことは、県民の負担軽減要求がいかに切実なものかを示してゐた。

土木費や監獄費は、警察費などとともに、県財政歳出の上で、きわめて大きな比重を占めてゐた。第四十五表はこうした費目と県民生活に深いかわりのある教育費及び勸業費について、一八九〇〜九四年に至る歳出額と歳出総額に占める割合を表したものである。県民生活の向上に就いて迷惑でしかない監獄費・警察費等の治安関係の歳出が歳出総額の、少ないときで四六割、多

いときで五五割に達していた。これを涙ほどの勸業費とくらべた場合、県行政が、県民にとって消極的な意味しか持ちえていないことが明白であった。そのために、負担軽減への県会の動きはきわめて活発であり、教育費に関する審議にも端的にあらわれていた。

一八九一（明治二十四）年十一月の通常県会において、改進黨の井田文三（橘樹郡）は常置委員の減額説に賛成して次のように発言していた。

師範学校ノ如キハ、一県ノ都合ニテ、其存廃ヲ為シ得ラル、モノナレバ、廃校スル方ガ然ルベシト云フ意見ナルガ、如何セン、同校ノ如キハ法律ノ下ニ支配サル、ヲ以テ、之ヲ設ケ置カサルヲ得サレトモ、今日我県ノ師範学校ヲ見ルニ現在ノ生徒ハ九十一人ト云フコトナルガ、果シテ然ラバ生徒一人ニ就テ其額ハ一七五円ノ割ニ当レルナリ、実ニ能ク考フレバ、之ハ馬鹿氣ヲ誤デ、仮令ハ農家ニマレ、商業ニマレ、年ニ百円ノ資本金ヲ投スレバ、必ズ其利殖ノ道アレド、独リ師範学校生徒ニ至ッテハ丸デ種ナシナルト云フベキナリ云々

〔通常県会議事筆記〕一八九一年

井田のこのような意見は極端な例にみえるが、当時地方の有力者層は維新以来、自力で私塾に学んだ者が大半であったから、こうした意見があっても不思議ではない。

一八九二（明治二十五）年三月の臨時県会に諮問された尋常中学校設置問題にも、こうした県会の民力休養への志向がよく現れていた。知事の諮問に対し、県会は、本県は東京に隣接しているからことさら中学校を設立する必要はないと答申した。その結果、知事は当局へ二回にわたって上申したが、その都度却下された。そのため、同年十一月に臨時県会を招集し、再び尋常中学校費を追加予算として県会の審議にかけた。しかし県会はこれを廃案とし、合わせて「尋常中学校設立之儀ニ付建議」を可決したのであった。この建議は「当今、地方ノ負担軽カラス、民力従ッテ困弊セルノ際、斯ノ如キ不急ノ学校ヲ設立スルハ私共ノ断シテ取ラサル所ナリ」（『神奈川県会史』第二巻）と強調していた。

地域的利害対立の顕在化

しかし、こうした民力休養への志向は、帝国議会でも地租軽減をめぐって、地価修正という自己の地域選挙地盤に有利な主張が現れたように、県会においても、自己の地域に有利な要求をからませた発言が審議に色濃くあらわれていた。師範学校や尋常中学校のような直接的には議員各々の選出地盤とかかわりのないものはそうでもなかったが、監獄費や土木費などの審議には地域的な利害が公然と顔を出していた。

監獄費が地域的利害対立の一つとなったのは、警察費とならんで市部人口の一人当たりの負担率が高かったからである（一八八一〈明治十四〉年以來、二三年を除いて郡部の二倍となっていた。警察費は、総額の六分の一は国庫からの補助があり一八八八年八月勅令第六一号）、また、郡・市の巡査配置数によって負担割合が定められていたので、郡部と市部の対立要因とはならなかった。また、土木費の場合、この費目中の治水費をめぐって郡部内ではゆるる山岳党と河川党との対立があった。この対立が地方税郡市連分支弁費を審議する通常県会において、監獄費の負担割合をめぐる郡・市の対立にからみ複雑な様相を現していた。

一八九一（明治二十四）年十一月の通常県会では、県当局はこうした状況にかんがみ、監獄費及び監獄建築修繕費の負担割合を郡・市平等とし、それまで郡部地方税負担であった三大川（多摩川・相模川・酒匂川）の治水費を連分支弁費目の中に加えた。ところが郡部議員が多数を占める常置委員会ではこの三大川の費目を連分支弁から削除し、これを郡部限りの支弁とし、監獄費の負担割合を例年どおり市部の二倍負担と修正した。監獄費の修正理由は「慣例」というきわめて簡単なもので、また三大川の場合は、これらの治水費を連分支弁とするならば、他の中小河川も連分支弁に入れるべきであり、そうすることが出来ないなら、三大川も連分支弁から除くのが道理であるというのが修正理由であった。市部議員の多くは、罪人は天下の罪人であって、一部地域の罪人ではないとし、監獄費の郡市平等負担を主張した。市部議員の今村角太郎は、昨年十一月の通常県会が全会一致して、国道修繕費・三大川の治水費及び監獄費の国庫支弁を決議した精神はどこにあったかを問い、そうなったの

は「地方税ノ範圍ヲ脱スヘキモノ」(「神奈川県通常県会議事筆記」一八九一年)という共通認識ができたからではないかと強調し、三大川の治水費も監獄費も共に郡市が平等に負担すべきだと原案支持を訴えた。

こうした主張に対し、大住郡の前田久治、愛甲郡の中村得治らは、今村が言うようにこれらの費目はたしかに「地方税ノ範圍」を越えた問題で、国庫負担となすべきは当然としながらも、さしあたって地方税によって負担しなければならないのだから、「徴税ノ通義」として富者が貧者よりも多く負担するのが道理であると主張し、開港場として繁栄する市部の二倍負担を主張した。しかし、こうしたまじめな議論は少数で、郡部の多くの議員は、横浜に罪人が多いのは、繁栄の結果であり、罪人を製造しているのだから市部が郡部の二倍を負担するのは当然だとする意見が多数を占めていた。

津久井郡の岡部芳太郎は、監獄費の市部二倍負担や三大川治水費の連帯支弁からの削除にも満足せず、土木費中の国道修繕費を地方税皆支弁とせず、補助とする修正案を出した。理由は、国道に接する町村は、それによって「非常ノ利益」を受けているのだから、沿道町村がその修繕費の一部を負担するのが当然であるとするところにあった。岡部の選挙地盤である津久井郡も十六号国道すなわち甲州街道の難所をかかえており、補助とした場合その沿道町村も大きな負担をすることになるから、一見、受益者負担論的な筋論のようにみえる。しかし、この岡部の主張にはからくりがあった。三大川の治水費を都市連帯支弁から削除した結果、当然郡部地方税の負担となるわけであるが、そうした場合、郡部会では河川沿岸町村と関係のある議員の地方税皆支弁論と、そうでない議員の町村土木補助費論とが対立するのが目に見えている。岡部は郡部会における治水費の地方税皆支弁に反対する布石として、国道修繕費補助論を主張したのであった。さすがにこうした意見は、南多摩郡の土方房五郎を中心とした郡部自由党系議員の根まわしてつぶされ、岡部の修正案はたった三名の賛成を得ただけで、常置委員案が可決された。

県当局の都市均衡策はこうして失敗に帰した。翌九二年十一月の通常県会には、県当局は、都市均衡策として、監獄費の負担割合を都市平等とし、連帯支弁費目として土木費中に第四十五号国道の修繕費を入れたのである。この第四十五号国道は横浜と横須賀を結ぶ道路で、一八八七（明治二十）年勅令第二八号（東京ヨリ鎮守府ニ達スル道路及鎮守府ト鎮台ト拘聯スル道路ハ自今国道ニ編入ス）により、国道に編入された。県当局は一八八八、八九の両年度予算案の土木費中にこの第四十五号国道を連帯支弁費目に入れたが、その都度県会で否決され、他の県道なみに、郡部の地方税支弁費目中の町村土木補助費として取り扱われてきた。県当局は今度は都市均衡策の一環として九三年度都市連帯地方税予算案の中に再度編入したのであった。その理由は、国道である以上他の第一号・第二号・第十六号と同様連帯支弁とすべきであるということであった。しかし、常置委員会は例年のように監獄費を市部の二倍負担とし、国道修繕費には「四五号国道ヲ除ク」と但し書をつけ原案を修正した。またまた県当局の思わくがはずれてしまった。

第四十五号国道を連帯支弁とすることに強硬に反対したのは、南多摩郡の土方房五郎、津久井郡の岡部芳太郎、横浜市の来栖惣兵衛であった。土方は、この道路が国道となったのは、政府が「全ク陸海軍ノ鼻息ヲ窺ツテ附タルモノ」、『神奈川県通常県会議事筆記』一八九二年）と言ひ、岡部は「国道ト名称ヲ附シタルハ……陸軍省ノ御勝手」と批難した。また、来栖は「地方経済ノ上ヨリ見ルト、何モ陸軍省ノ手伝ヲスルニハ及ハサルコト」と言ひ、この道路が「殖産興業ノ目的ヲ以テ連帯支弁ニセサルヲ得スト云フ如キ要用ノ道路トハ其性質ヲ異ニセリ」と断定した。軍事的というきわめて政治的な性格をもち、しかも県民の生業にとって効用のないこの道路の国道編入に対する反発はかなり激しいものであった。来栖は、さらにこの道路が連帯支弁となれば市部が喜ぶだろうなどとの説は大きな誤りであり、市は市自身で道路の管理をしているので、県の経済に組み入れられることなど「有難迷惑」であると当局の思わくを批難した。来栖とは異なって、市部の多くの議員は監獄費の都市平等負

担とのからみ第四十五号国道の連帯支弁案に賛成していた。

結果的には常置委員の修正案どおりとなったが、注目すべきは、原案支持者の中には、久良岐郡や三浦郡の御当地議員、それにアンチ自由党の議員だけでなく、自由党系の高座郡の大島正義や都筑郡の小嶋貞雄らが行ったことである。この時期には、かなりの郡部議員の間で予算を出来るだけ削減するという民力休養的な消極策に満足せず、殖産興業としての意義をもつ道路の改修に積極的な予算を組むことに関心がたかまっていた。

九二年十一月といえ、第四回帝国議會を前にして、自由党が積極主義へと方向転換を始めた時期であり、県政においても、単なる民力休養からむ地域利害対立という様相から、それに積極主義がからむといった様相へと転換を始めていた。

三 積極主義と県会

一八八九（明治二十二年）十一月の通常郡部会において、南多摩郡選出の細野喜代四郎は興味ある発言をしてゐる。

山岳党と河川党

抑モ此道路ナルモノハ之ヲ人体ニ譬フレバ筋ナリ、然ルニ目下県下ノ有様ヲ見ルニ緊要ナル筋トモ云フヘキ道路ハ既ニ破壊ヲ極メリ、是レ道路ナルガ故ニ破壊シテモ忍ビ居ルナレドモ、若シ人体ノ筋ナラバ少シノ破損ニテモ立ツコト能ハズ、血液ノ運動ヲ止ムヘシ、今日道路ノ破壊セルハ其罪ヲ天下国家ニ帰セシムルコト能ハザルナリ、依テ尙万円ニ増額スル説ヲ賛成ス、此ハ畜ニ道路ノミナラズ河川ノ方モ同一ノ事ニテ、本員ハ山岳党ニアラズ、亦河川党ニモアラザレド、先ツ河川党ノ方ナリ、一体治川村落ノ困難ハ傍觀スルニ忍ビズ、益々進デ増額セント云フ考ナレトモ、権衡上ヨリ云ハハ治水費ノミ増額シテ道路費ノ増額ヲ為サザルハ甚ダ不可ナリ、且ツ治水費ト道路費ト権衡ヲ得セシメントスルニハ、先ツ此道路費ヲ尙万円トシテ、稍ヤ其当ヲ得タルモノト思考スル云々（『神奈川県通常郡部会議事記』一八八九年）

第3章 議会政治の発足と県政

第46表 堤防築造修繕費総額に占める地方税及び町村費の割合

年 度	総 額	地 方 税	町 村 費	そ の 他
1888	47,359円 69	69.8%	24.2%	6.0%
1889	98,417 738	70.7	22.2	7.1
1890	98,057 151	85.1	9.8	5.1
1891	46,287 856	66.9	22.1	11.0
1892	122,883 768	86.6	7.6	5.8
1893	44,546 833	73.9	13.4	12.7
1894	56,260 933	78.6	17.1	4.3

『神奈川県統計書』から作成

第47表 道路新開修繕費総額に占める地方税及び市町村費(税)の割合

年 度	総 額	地 方 税	市町村費 (税)	そ の 他
1888	85,073円473	28.1%	31.1%	40.8%
1889	71,764 761	17.2	42.2	40.6
1890	48,179 345	22.4	47.2	30.4
1891	69,512 613	26.7	32.2	41.1
1892	62,378 615	32.9	30.3	36.8
1893	81,593 439	50.7	25.3	24.0
1894	91,044 900	50.7	25.1	24.2

『神奈川県統計書』から作成

この細野の発言は、町村土木補助費中の道路橋梁費五千五百四十八円余を一万円に増額するという愛甲郡選出の井上篤太郎の提案に対してなされたものであった。細野は自ら河川党の方と対立点となっていた。国家財政による地方財政の圧迫、その上に、開港場に精

治水費と道路橋梁費は毎年のように郡部会の対立点となっていた。国家財政による地方財政の圧迫、その上に、開港場に精力を奪われ停滞した県行政、そうした状況のもとで、河川近隣町村は毎年のように水害にみまわれ、そのために多額の地方税と町村費を消費していた。一方河川に直接的に関係のない町村はなんらの見返りのない治水費に強い不満をもっていた。

第四十六表を見ても明らかのように、堤防費のうち六六割〜八六割が地方税からの支出でまかなわれていた。これとは反対に、第四十七表にみるように道路費に占める地方税の割合はきわめて低く、一八九一年までは圧倒的に市町村費の占める割合が高くなっていた。山岳党といわれる議員の不満はこうした点にあったのである。南多摩郡の青木正太郎の次のような発言は山岳党の不満をよくあらわしている。

全県下ヲ通観スルニ、堤防アル地方ハ河川ニ因テ運搬